

年度途中に75歳になる人へ

国保加入者で、7年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前月までの国保税を計算し、同一世帯の他の加入者の1年分の国保税との合計額を年税額としています。



後期高齢者医療保険料の口座振替

75歳の誕生日を迎え、国保から後期高齢者医療制度に移行した人は、国保税を口座振替で納めていた場合でも、**改めて口座振替の申し出が必要です**。口座情報は引き継がれませんので、ご注意ください。

国保税の納付が困難な場合は相談を

特別な理由がなく国保税を滞納すると

1 保険証返還

納期限から1年以上滞納した場合は、保険証を返していただきます。代わりに資格証明書が交付され、受診時はいったん全額負担することになります。

※以下の場合、保険証返還の対象外です。

- 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの被保険者 ※届け出は不要
- 公費負担医療の対象となる被保険者 **届け出が必要**
- 滞納に特別の事情が認められる世帯 **届け出が必要**

2 滞納処分

納期限までに納付がない場合は、20日以内に督促状を送付します。それでも納めていただけない場合は給料や預貯金などの財産調査が行われ、滞納処分(差押え)に移行することになります。

3 給付の制限

国保税に滞納がある場合、保険給付が制限されることがあります。また、給付の一部を滞納保険税に充てることがあります。

災害や病気、失業や事業の休業業などの理由で納税できない場合、一定期間納税を猶予する制度があります。早めに国保年金課（☎537-5738）へご相談ください。自立支援や債務整理などの相談窓口も併せてご案内します。

特定健診を受けましょう

- 対象者には、受診券を5月末に送付しました。例年1月～3月は受診者が多く混み合いますので、早めの予約・利用にご協力ください。
- 4月2日以降に国保へ加入した人は、受診券発行の申込みが必要です。詳しくは、国保年金課（☎537-7175）へお問い合わせください。

ジェネリック医薬品を利用してみましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許の期限が切れた新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で製造された医薬品で、同等の効果・効能を有すると認められた医薬品のことです。新薬よりも安価であるため、利用することで医療費の負担が軽くなります。

Point

ジェネリック医薬品を希望する人は、医療機関などを受診した際に、担当医師や薬剤師に相談するか、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してください。

※「ジェネリック医薬品希望カード」は、国保年金課（本庁舎1階⑨番窓口、2階③番窓口）、各支所に設置しています。



交通事故などに遭ったときは必ず届け出を

国保加入者が交通事故に遭ったり、他人の飼い犬にかまれたりなど、第三者の行為によって病院にかかった場合、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。国保により保険治療を受けることもできますが、国保は一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。国保で保険治療を受ける場合は、必ず届け出てください。

問 国保年金課
☎ 537-5735

国保税の軽減制度

世帯（世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者※¹）の前年中（5年中）の総所得金額等を合計した額が基準以下の場合に、均等割額・平等割額が減額されます。

※¹ 特定同一世帯所属者
市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人

該当する世帯の所得額基準

医療分、支援分、介護分いずれも軽減割合は同じです。

区 分	6年度	5年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者数※ ² −1)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者数※ ² −1)以下
5割軽減	43万円+29.5万円×世帯の被保険者等の数+10万円×(年金・給与所得者数※ ² −1)以下	43万円+29万円×世帯の被保険者等の数+10万円×(年金・給与所得者数※ ² −1)以下
2割軽減	43万円+54.5万円×世帯の被保険者等の数+10万円×(年金・給与所得者数※ ² −1)以下	43万円+53.5万円×世帯の被保険者等の数+10万円×(年金・給与所得者数※ ² −1)以下

※² 年金・給与所得者 …… 公的年金等の支給を125万円超(65歳未満の人は60万円超)受ける者または給与収入が55万円超の者

会社の倒産・解雇などにより離職や雇い止めなどになった人へ

国民健康保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の**給与所得を30/100**とみなして国保税を算定します。

雇用保険受給資格者証						
1. 支 給 番 号	2. 氏 名					
3. 被 保 険 者 番 号	4. 性別	5. 離職年	6. 生年月日	7. 求 職 番 号		
8. 住 所 又 は 居 所						
9. 支 払 方 法(金 融 機 関 コード(口座) 番 号)						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由			
13. 60歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額			

軽減を受けるには、申告が必要です

雇用保険受給資格者証等を持って、国保年金課、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で申告してください。詳しくは、国保年金課 賦課・資格担当班（☎537-5736）へ。

必要なものは？

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご用意ください

雇用保険の受給資格がない人や離職日に65歳以上の人は対象ではありません。また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高年齢受給資格者証「高」は様式が似ていますが、対象ではありませんのでご注意ください。

対象者は？

「**12. 離職理由**」の欄を確認

11・12・21・22・23・31・32・33・34の数字の人が対象(特定受給資格者または特定理由離職者)です。※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。

軽減の期間は？

「**11. 離職年月日**」の欄を確認

この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

国保税の減免制度

国保税の**納付が困難な人**を対象とした減免制度を設けており、それぞれの基準により減免を受けられる場合があります。該当すると思われる人は、早めに国保年金課へご相談ください。なお、減免を受けるには、申請書等の提出が必要です。

※申請対象が納期限前のものに限られる場合があります。※各減免の条件や必要書類など詳しくは、お問い合わせください。

1 所得減少による減免

- 退職、失業、疾病などにより所得の減少が見込まれる場合

2 天災等による減免

- 天災により納税義務者が障がいを負った場合
- 災害等により住宅や農作物に被害が出た場合

3 その他の減免